

## 第11期第1回東大阪市男女共同参画審議会議事録

開催日時：令和7年7月7日（月）午前10時00分～12時

場所：市役所本庁舎18階1・2会議室

出席者：浅岡委員、天野委員、荒井委員、北川委員、佐伯委員、穴戸委員、太平委員、  
田間委員、中城委員、松田委員

欠席者：杉田委員、巽委員、伏見委員、中西委員

事務局：世古口人権文化部長、杉本人権文化部次長、小寺多文化共生・男女共同参画課長  
多文化共生・男女共同参画課：井田

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム：久保副統括、光山副統括

傍聴者：なし

### ○次第

1. 開会 市長挨拶  
委員自己紹介
2. 会長、副会長の選出
3. 報告 「第11期東大阪市男女共同参画審議会」について
4. 報告 パートナーシップ制度について

### ○配布資料

- 【資料1】第11期東大阪市男女共同参画審議会 名簿
- 【資料2】条例・規則・要綱
- 【資料3】第4次東大阪市男女共同参画推進計画（概要版）
- 【資料4】「東大阪市誰もが暮らしやすい社会づくりに向けたアンケート報告書」（概要版）
- 【資料5】東大阪市中学生意識調査結果概要
- 【資料6】第4次東大阪市男女共同参画推進計画 施策評価集計表（令和5年度）・計画推進の指標
- 【資料7】令和6年度東大阪市LINEアンケート
- 【資料8】パートナーシップ制度について
- 【資料9】男女共同参画センターリーフレット
- 【資料10】男女共同参画センター事業報告書（令和6年度）
- 【資料11】配偶者暴力相談支援センターリーフレット
- 【資料12】第11期東大阪市男女共同参画審議会スケジュール（案）
- 【資料13】第11期東大阪市男女共同参画審議会について

### 内容要旨

#### ○開会

・市長挨拶

おはようございます。

東大阪市長の野田義和でございます。

第11期東大阪市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

日頃から市政各般、とりわけ男女共同参画政策につきまして、様々な観点からご尽力賜っておりますことを心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

本市は平成16年に条例制定いたしまして、翌17年に当審議会をスタートしたところでございます。

また今回、大変お忙しいお立場にも関わりませず、審議を承諾賜りましたこと、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

当審議会において先の審議会におきましては第4次東大阪市男女共同参画推進計画の改定に当たりまして、市民意識、というものを中心にしなが、様々なご議論をいただいたところでございます。

今後、国際的にも様々な動きがあり、当然これに呼応する形で国内での動きもあったところでございます。

ただ現実、男女共同参画社会が形成されているのかどうかと言われると、まだまだ疑問を感じるところもありますし、むしろここは我々地方自治体、また国において、公の立場がもっともっと積極的に取り組む事柄があるのではないかと、そして我々が取り組むことというのは、必ず、国民、住民の皆様と、ある種の連帯感を持って取り組んでいかないと、男女共同参画社会の実現のための各種施策というのは、実効性に乏しいものになってくるのではないかと思います。

そういった意味で、審議会の皆様方の議論を、私どもはしっかりと受けとめて、いかに市民の皆様と共有できるかということが、これからの大きな我々の1つの課題というのか、責務であろうかと思っております。

言葉としての男女共同参画というのは、これを皆は共有していると思えます。

じゃあ具体的にどうなの、じゃあ、これを推進するためにはどうなのっていうことをしっかりと取り組んで参りたいと考えておるところでございます。

本市におきまして令和3年に策定をいたしました第4次東大阪市男女共同参画推進計画をもとに、先ほど申し上げました、様々な施策展開をしているところでございますが、やはり未来を見据えた形での見直しというものが必要になってきている、これを感じているところでございます。

今期の審議会におきましては、主に第4次東大阪市男女共同参画推進計画の改定につきまして、市民アンケート含めて、皆様方からご意見をいただき、そして、実情に合った、或いは時代を先取りする形での取組み、そういう計画にするように、私ども思っているところでございます。

是非ともご審議通じまして、東大阪市の男女共同参画社会のリポートする実験に、一步一步近づくと、心から期待とお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- ・委員自己紹介
- ・事務局紹介・あいさつ
- ・会長・副会長選出（田間会長、穴戸副会長選出）

○事務局より配付資料の説明

【資料1】 第11期東大阪市男女共同参画審議会 名簿

【資料2】 条例・規則・要綱

東大阪市男女共同参画推進条例（調査審議、苦情処理、審議会構成等）

東大阪市男女共同参画審議会規則（再任規定、正副会長選考方法等）

東大阪市男女共同参画審議会の会議の公開に関する要綱（公開可否、傍聴の定員等）

東大阪市男女共同参画審議会傍聴要領

東大阪市男女共同参画施策に関する苦情等の申出処理要綱（受理判断基準、意見聴取について等）

【資料4】 「東大阪市誰もが暮らしやすい社会づくりに向けたアンケート報告書」（概要版）

昨年8月から9月にかけて18歳以上79歳以下の市内在住者3,000人を対象に実施した、東大阪市男女共同参画に関する市民意識調査。男女共同参画推進計画改定の基礎資料。

【資料5】 東大阪市中学生意識調査結果概要

昨年10月に実施した中学生意識調査資料。男女共同参画推進計画改定の基礎資料。

【資料6】 第4次東大阪市男女共同参画推進計画 施策評価集計表（令和5年度）・計画推進の指標

推進計画に記載の事業についてその概要や事業評価、今後の課題を含めた方向性や指標等を掲載。

【資料9】 男女共同参画センターリーフレット

若江岩田駅前の希来里ビル6階にある、東大阪市立男女共同参画センター「イコーラム」は、男女共同参画社会の推進のため、「学習」「交流」「自主活動支援」「相談」「情報」を5つの柱として取り組んでいる。ホールや研修室・学習室のほか、保育のできる子ども室、4,000冊以上の書籍や150本以上のDVDなど男女共同参画関連の資料がそろった情報資料室、カラープリンターや印刷機を利用いただけるワークルーム、交流の場として活用していただけるフリースペースなどを備えている。

【資料10】 男女共同参画センター事業報告書（令和6年度）

イコーラムの事業報告書として、各事業の実施状況や、みんなの相談室の受付状況等をまとめたもの。

【資料11】 配偶者暴力相談支援センターリーフレット

令和5年より開設した東大阪市配偶者暴力相談支援センター（DV相談室）のリーフレット。相談者の安全確保のため、配偶者暴力相談支援センターの設置場所については秘匿。

【資料7】 令和6年度東大阪市LINEアンケート

【資料8】 パートナーシップ制度について

は次第4、

【資料12】 第11期東大阪市男女共同参画審議会スケジュール（案）

【資料13】 第11期東大阪市男女共同参画審議会について

は次第3で説明。

○次第3「第11期東大阪市男女共同参画審議会」について

事務局) 令和3年3月に策定した第4次東大阪市男女共同参画推進計画が5年目を目途に見直すこととなっており、令和8年3月が見直しの時期となる。計画の見直しにあたり、令和6年8月に市民意識調査を、また同年10月に中学生意識調査を行った。第11期の審議会では、市民意識調査の結果や社会情勢の変化なども踏まえた第4次東大阪市男女共同参画推進計画の見直し内容についてご審議いただきたいと考えている。

第11期男女共同参画審議会のスケジュール案【資料12】について、今年度の審議は、「改定」の作業に向けたご意見をまとめていただくことになる。まずこの7月から8月にかけて、市の関係各課にヒアリングを実施し、先ほど申し上げた市民意識調査や改定にかかる意見書等も反映した形で、ベースとなる改定素案を次回第2回の審議会までにお示しする予定。概ね第2回目、第3回目の審議会でご審議していただき、年末年始頃にパブリックコメントしたうえで年度末までに改定計画を公表する予定。

令和8年度の審議内容は、計画推進にかかる評価・検証方法についてを議題として検討している。

第4次男女共同参画推進計画【資料3】について、本計画では、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務、並びに「東大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進を本市の重要な政策と位置づけて、男女共同参画の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために令和3年3月に第4次東大阪市男女共同参画推進計画を策定した。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間で、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、5年を目途に計画の見直しの検討を行う。第10期では見直しにあたり、基礎資料となる市民意識調査等について審議いただいた。第11期では、令和8年の改定後の計画について審議いただきたい。

本計画は、東大阪市第3次総合計画を上位計画とし、人権、子育て、保健、福祉、産業・雇用等に関する計画と連携し、本市の施策を男女共同参画・ジェンダー平等の視点で横断的にとらえる役割を果たす。また、国及び大阪府の近年の動きを勘案しつつ策定している。そのため、令和5年施行の「LGBT理解増進法」や令和6年度施行の「困難女性法」など、この5年間の法律や関連計画等を踏まえての見直しが求められる。

次に、「計画の基本方針と重点項目」についてであるが、基本理念のもと、第4次推進計画では3つの基本方針を定めている。基本方針Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍」、基本方針Ⅱ「健やかに安心して暮らせる社会づくり」、基本方針Ⅲ「男女共同参画に向けた意識形成」とし、それぞれの基本方針に関連づけられる重点項目を設定し、計画の実効的な推進をめざす。

【資料3】3ページ上段の図は、基本方針と重点項目の関係を表したもので、3つの基本方針が相互に密接に関係すること、本計画で特に積極的に推進する分野である基本方針Ⅰと基本方針Ⅱがあり、男女共同参画社会実現のための基盤となる基本方針Ⅲがあることを表している。

4ページからは基本方針の内容の説明および基本方向、基本施策、施策名の一覧を記載している。

施策ごとの内容は、概要版ではない推進計画の冊子または、資料6の施策評価一覧に記載している。また、施策評価については条例の第12条にて毎年度報告書を作成しこれを公表することと定められており、ウェブサイト上でも公開している。概要版の最終ページには、計画の推進体制及び指標を記載している。指標もウェブサイト上で公開しているが、こちらも「市職員における男性職員の育児休業の取得率」の目標値を「第3次東大阪市特定事業主行動計画」の目標値に変更するなど、関連計画等を踏まえての見直しが求められる。

会長) まだまだ男女共同参画というだけでも課題が残っているわけだが、困難女性支援法とか SOGI 理解促進とか、新しい法律も入れ込みながら改定を進めなければならない。中学生アンケートでも、家庭でいろいろ言われているとか、性的なことでの悩みが、LGBT とかにかかわらず、我が事として悩むことがあるとか、デート DV の問題も出ていた。この議事について、何かご質問とかご意見はあるか。

委員) 資料4のアンケート概要版の11ページで、男女平等意識のデータが出ているが、凡例に間違いがあって、黒い範囲のどちらかといえばそう思うとどちらとも言えないが逆である。報告書の本体だと80ページにあたるが、概要版のほうが、順序は合っているが色が逆である。

事務局) すぐ修正する。

会長) 資料2、概要版を見ていくと、2ページの仕事についてのところで、男性と女性で非常に働き方に違いがあるとか、ワーク・ライフ・バランスでは理想と現実がずれているというのは男性も女性もあり、男性ももう少し働き方を勘案したワーク・ライフ・バランスを求めているけれども現実には厳しいとか、女性の問題だけに限らず、男性の方々も抱えている問題がワーク・ライフ・バランスには出てくる。世代差は大きいですが、特に40代以下の世代では、性別に関わりなく一緒にいろんなことを分担していきたいという意識に変わってきているという結果も出ているのでまた見ていただきたいと思う。

子育ての仕方についても、まだ少し経済力は男という期待が大きく、大人の男女が抱えている経済格差みたいなものが次世代にそのまま引き継がれてしまいかねないような教育感が出ている。防災も、みんなで取り組んでいかないといけないと思う。

概要版の8ページにいくと、今回の改正に入れていくべき、性的マイノリティとか性教育全般だが、人権として性を考えるという部分についての対策が必要だとみんなが考えているということがわかる。ジェンダーという言葉とか LGBT という言葉に関しては、中学生アンケートも見ていただくとわかるが、世代差が非常に大きくて、若い人たちが特にそういう理解があるけれども悩みも多いという状況が出ているので、若い世代も東大阪でのびのび生きやすいような東大阪市にしたいと思う。

暴力問題も、相変わらず出ている。男性も被害者になるが、誰もがすることがないように、さらに

認知度を上げ、相談体制も頑張っ、イコーラムでも頑張っ、相談しやすい、暴力のなくなる社会にしていきたいというところが、もう一つ大きな目標であるかと思う。

意識改革、意識と現実が大きくずれているところがあちこちに見られるので、その辺りも改定版に生かしていけたらなと考えている。

資料5の中学生アンケートに関してもまた結果を見ていただきたい。

第11期の東大阪市男女共同参画審議会の仕事として改定を進めるのと、もう一つは施策評価もあり大量の資料なので、家でじっくり見ていただきたい。審議会で取り扱うのはちょっと情報が多すぎるかなという感じがする。最後のほうに評価の目印になる数値が上がっているが、次回審議会でバージョンアップした数値が出てくると思うが、なかなか達成できない部分もあるので、そのような部分をどうしたらいいかということも重要な問題になるかと思う。

#### ○次第4 パートナーシップ制度について

##### 事務局)【資料8】パートナーシップ制度について

パートナーシップ制度とは、性的マイノリティ当事者の方がお互いを人生のパートナーとする宣誓を行った事実を公に証明することで、両者が社会において自分らしく生きることができるよう支援する制度。法的効力はないが、これにより公営住宅への入居時や、病院での面会時に家族として取扱いを受けられるなど、一定の効力を期待できる制度である。平成27年11月に渋谷区で受け付けを開始して以降、導入自治体数は拡大し、令和6年5月末日現在で、導入自治体数は458自治体、交付件数は7,350組である。最新の報道では令和7年5月31日現在、導入自治体は530自治体、交付件数は9,836組と発表されている。大阪府内でも令和7年5月末日現在で14市が導入していることを把握しており、そのうち親子等を含むファミリーシップ制度を導入しているのは7市。

東大阪市の動きとしては、令和元年の府の制度開始を受け、東大阪市民も利用できる旨を庁内外に周知、昨年8月の市民意識調査で「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の認知度や、市独自のパートナーシップ制度等の導入について調査を行った。加えて、令和7年1月にLINEアンケートを実施し、市独自のパートナーシップ制度を導入するにあたり意見をお伺いした。

LINEアンケート結果【資料7】問5、東大阪市でもパートナーシップ制度を導入することについてどう考えるかについては、「人権を尊重する社会をつくるために必要な制度と思う」が60.1%と最も多く、次いで「性的マイノリティ当事者の喜びや安心感につながると思う」が59.4%、「宣誓書受領証により公的機関で家族として取り扱われることが増えると思う」が49.5%、「性の多様性を尊重する市として、市の魅力が向上すると思う」が37.0%、「宣誓書受領証により民間事業者による家族割などのサービスがさらに広がるきっかけになると思う」が31.6%と、肯定的な意見が多く見受けられた。議会でも質問が多く、本市独自の制度導入について、令和8年度当初予算要求に向けて準備を行っているところである。

##### ・パートナーシップ制度の内容について

制度名：パートナーシップ制度、方法：届出制、対象者：双方成人でどちらか一方が市内在住、届出するどちらかが性的マイノリティであることなど。パートナーシップ当事者の子または親を証

明書の特記事項等に記載。届出方法：来庁又は郵送提出、カード交付時はパートナー二人で来庁。

制度導入時にできるだけ多くのサービスが利用できるよう、庁内に働きかけを行う。また導入時には市政だよりやイコラムパネル展など、広く市民のかたに周知できる方法を検討する。来年2月の審議会において最終的な制度内容などを報告予定。

会長)【資料7】東大阪市LINEアンケートの回答結果を踏まえ、東大阪市でもパートナーシップ制度として導入したいという提案で、審議会にご意見をいただきたい。導入自治体数530が最新だが、人口カバー率はいくらか。

事務局)最新の新聞記事の数値では、この5月末で92%である。

会長)人口カバー率としては本当に、なぜ法律がないのかという状態になっているが、実際に大阪府の遠い庁舎まで行くのかとか、どれほどできるのかということを見ると、身近に住んでいる東大阪市がサポート制度をちゃんと持っている実感していただくのが大事だろうという趣旨だと思う。制度では宣誓という言葉を外すということであったが、制度検討部分の一番下の宣誓方法と記載されているのはなぜか。

事務局)記載誤りで「宣誓方法」ではなく「届出方法」である。宣誓と届出の違いであるが、一番初めに世田谷区が宣誓として導入して以降、宣誓で導入されているところが多いが、宣誓というのは当事者2人が市職員等の前で宣誓書にサインすることで成立するものであり、届出というのはまだ導入自治体が少ないが、婚姻届と同様に、事前に当事者が書類に記入の上、郵送または持参し、担当課が受理することで成立するものである。

会長)東大阪市の原案としては宣誓ではなく届出の形でいきたいということではどうか。(事務局了承)親と子のみか、きょうだいとかは駄目なのか。

事務局)きょうだいとか3親等までという自治体もあるにはあるが少ない。実際制度を使ってどういうことをするかというのを検討するにあたり、まずは保育などの関係で子供が必要であり、次に介護等の関係で親は必要などところも多いと判断し、他市町村は多く導入されているかと考える。それ以上になると、どこまでの範囲を含めるか、また証明することがどれだけ必要なのかという判断が難しいこともあり、まずは当市では親と子の記載で導入することを検討している。

委員)大阪府でパートナーシップがもうすでに行われており、その中身と、東大阪市でこれから作ろうとしている中身ってというのは、基本同一ということか。

事務局)大阪府はパートナーシップ制度のみであり、ファミリーシップの部分は導入されていない。

委員) 東大阪市で行うパートナーシップ制度の方がより範囲が拡大するということが。

事務局) そうである。現時点では親と子の部分を、ファミリーシップという形ではなく、あくまでも当事者はパートナーであって、親と子についてはその関係者という形の記載を考えている。親と子を当事者という形で含めている場合、宣誓は全員でお越しく下さいとしている自治体もある。

自治体によって千差万別のやり方をしているが、我々が特に参考になっているのは東京都で、柱はパートナーだが関係者としてファミリーのかたを含めるという形である。また 15 歳未満の子どもであれば本当に本人が同意しているのかとか、15 歳以上になり意見表明できる時に抜けられるのかとか、そういった部分の整理等もあり、関係者欄に名前を記載するという形が、後発の自治体では広く採用されている。

あと利用できる制度が広がるのだが、これから関係部局に働きかけていく予定。今だと公営住宅の入居であれば大阪府の制度を使ってできる。各自治体によって利用できる制度というのが様々であり、公営住宅とか病院の面会とかが主な二つであるが、それ以外にもいろんな制度を含めているところがある。今後関係部局に働きかけていく。

会長) 男女共同参画政策もそうだが、庁内で働きかけ、意見、理解をしてもらおうと同時に協力もしていただくという仕事がとても大事になると思う。

委員) 東大阪市民で、現在大阪府のパートナーシップを取っている人は、東大阪市が制度開始した場合どうなるのか。二重になるのか。

事務局) 大阪府で宣誓している場合あえて東大阪市でとる必要はない。全国で広域自治体連携というものを行っており、他の自治体から転入された場合は、その情報を当市でももらうことが出来、簡易的な届出だけで手続きが完了するという方法もある。大阪府で届出されていても備考欄に親と子を入れるために、改めて東大阪で届出というのは可能かと思う。

委員) 家族の記載についてのところで、パートナーシップを選定された方の、相対数として、子の数よりも親の方が多い。取り急ぎ子どもの方からとのことだったが、親の方をしてあげた方が、援助があるような体制を作ってあげた方が助かる人が多いのではないかと思ったが、子の方をまずやろうというところに至った何か理由みたいのが聞けたらなあ。

事務局) 親と子両方を含める。きょうだいは含めない。

委員) パートナーを親としてその子という、本人とその子という意味かと思っていた。

会長) 介護問題などもみんな抱えていくので、やっぱり親の記載が必須の時代である。

委員) 焦点がずれるが、妻の友達が入院することになった。その人はシングルで高齢。病院は今、家族以外面会禁止という状態で誰も面会に来られない。親しい友達がいても全く面会できない状態。病院はまだコロナが続いている。友人が去年入院したが、1週間に1回だけ、奥さん1人、15分だけ面会できるという状況。今まだそういう状態で病院が運営されていて、いろんな面会でも、こんないいのかという気がしている。性的マイノリティの話ではないが、例えばそういうシングルの方の、面会が全然できない状態、ちょっと病院もどうか考えて欲しい、もうそろそろ面会できるような状態にして欲しいなと思う。

会長) 単身者も、どこの自治体もそうだがすごく増えているので、家族のいない単身者の方々の問題は、東大阪も深刻であり、考えていかねばならないと言うお話で、その通りと思う。

事務局) 高齢の単身者の方が非常に多い状況がある。このパートナーシップ制度証明書の取扱は、各病院、各施設によって運用が違う。例えば、東大阪市立の医療センターではキーパーソン制度があるように、親族に限定する形ではない病院もあれば、主に親族しか駄目、逆に親族でも駄目というような、特に高齢者施設や介護施設とかは、かなり感染対策も神経質になっているところが多い。パートナーシップ制度の話に戻るが、我々も個別にお願いしていくような形をとっていく。どこまでいけるのかというのはわからないが、関係部局に一つずつ調整に行くという説明をしたが、外部に対しても同じような形ですることになると思う。

会長) 浸透させて実現するのは、取りこぼしもないようにというのは、本当に難しい。

委員) このパートナーシップの方は、片方の方が外国籍の方とかでも大丈夫か。(事務局同意)

委員) 宣誓のときに来庁してくださいという自治体もあるということだったが、来庁したほうがいい理由があるのかなあと推測した。外国人の方であれば、本当にパートナーじゃないのに日本国籍が欲しいものだから、外国のかたから強制的にパートナーみたいな関係として申請するみたいなことへの防止策とか、そういうところも想定されて、この手順になっているのかどうか気になったので教えていただきたい。

事務局) まず制度自体がそもそも法律で何も規定がないため、これにより優遇されるものではないということがある。その上で、ご本人同士の意思や人権を尊重するという制度となっているため、性善説を取った制度設計であり、悪用されるという観点に立ったものではない。

事務局) そもそも法的根拠がないので、法的な手続きを、これをもってできるわけではない。だから例え

ば外国籍のかたで悪意を持ってという方がもしおられたとしても、それで悪用するという形にはならない。婚姻という形とは違い、根拠をもって制度を使うという形にはならない。

委員) ではどういうところでメリットが出るのか。

事務局) 例えば、病院に男性2人で行った場合他人みたいに見えるので、通常だと家族しか面会ができないという場合であれば面会できないが、このカードがあれば、家族という取り扱いとなるから面会ができる。公営住宅でも、女性2人で住むというのは認められないけれども、家族ということで入居申し込みができ、住むことができる。

委員) 公営住宅はそもそも住めないのか。

事務局) 単身用とか家族用とかいう縛りがある。もっというと、広がればいいなっていうところで言うと、携帯電話の家族割も、民間企業において、家族割の対象になるなどがある。先ほどからご説明しているように、法的な根拠はないが、ご本人たちの人権上の、承認という言い方がちょっとどうなのかということがあるが、そこを尊重できるような制度を作るってところが一番大きなところになる。あと窓口に来ていただくっていうところでいうと、宣誓だと最初、まずお2人来ていただいて、そろって誓っていただいて、また証明書を出す段階でもう1回来ていただく必要がありますけれども、婚姻届と一緒に届出なので、一旦は紙をいただく。そしてご本人確認のために、1度お2人来ていただく。ご本人確認を確実にするというところは、できるような形に考えている。

委員) イメージがしやすくなった。

委員) 法的な婚姻関係と違うという話であったが、婚姻関係がある人がいても、パートナーシップ登録できてしまうのか。

事務局) 未婚である証明を出していただく。あとは他にパートナーシップ関係にないという条件があるが、そこは確認のしようがないところである。法的に婚姻関係でないということは戸籍等を出していただき確認する。

委員) 例えば今までは、性的マイノリティであることを自分が隠していて、偽装結婚ではないが、そういう婚姻をしていて離婚するのは難しい場合はこの制度が使えないということか。(事務局了承)  
逆に、例えば他市でパートナーシップを組んでいて、また別の人と結ぶっていうことができてしまうというのは少し制度的に怖いなっていう部分がある。今は法的に優遇されるようなことがそこまで大きくないから問題ではないかもしれないが、さっきの人口カバー率の話からいくと、自治体の話じゃなくなるかもしれないが、法的に認めようという形にこれからなるとすれば、制度であった

り資格であったりを、そこは注意しないと、それを悪用しようっていうような人が出てこないのかなっていうのが不安材料として感じる。制度自体もすごくいいと思うし、やって欲しいし、遠いから出していないという人がいるのであればぜひ東大阪市でやるべきだと思うが、少なくとも近隣の市とある程度同じような制度や仕組みを取っていかないと、変なことにならないかなということ少し心配している。

事務局) まさにそのところが制度を運用していく上での一番大事なところで、信頼性が、やはり行政が証明するものなので一番大事かと思う。今の動きとしては、広域連携という関係で、例えば東大阪市で手続きをすれば、連携している他市であっても使え、他府県であってもそのカードの効果があるというようなところまで広がっているのが現状である。その先の法的なところが、国、民法改正との関連などもあるだろうが、課題となる。そして一番入れにくいのが、例えば、外国人の不法滞在があるのではないかと、重婚みたいな形で何か起こるのではないかと懸念材料っていうのが、反対されたり不安がられたりする方の一番多いところであるので、ここの信用性を、自治体としてどこまできちんと担保できるのか、そしてその説明をどうきちんとしていけるのかということが、まさに一番大事なことと思っている。このあたりを制度この後まとめていくので、2月に一定まとまったものをまた見ていただいた中で、この辺りについての注意が必要であるとか、こういう説明ではよくない、というようなことも含めてご意見頂戴できたらと思っている。

委員) 啓発として市政だよりやイコーラムのパネル展や講座、あと市の職員に周知というふうにあるが、他で例えば住宅の契約や保険などの場面で、対応者が知らなかったために不当な扱いを受けたりとか、逆にそのパートナーシップ制度を使用することで不当な差別を受けたりとかする可能性があると思う。そういった場合に、どこに相談したらいいかどこに訴えたらいいかっていうのはどのように考えているのか。

事務局) そこがもう1つのところだと思う。届出を出す方がいいのかなと悩んでいるかたが当然いらっしゃるし、逆に出して不利益があったらという心配をどう受け止められるのかっていうところの相談の窓口が一番大事だろうと考えている。この辺りはイコーラムでの法律相談も含めてで、どう受けとめられるのかという窓口づくりと、もう1つは啓発、制度としての啓発もそうであるし、何よりも人権上の意味での啓発というのを進めるということが、この後、まさに自治体側の課題になっていくと思う。この辺りは、またご報告できるものは、2月にと思っており、その先も色々進めながらご報告させていただいて、ご意見相談できたらなと考えている。

委員) 大阪府で登録されている方は何人ぐらいおられるのか。

事務局) 広域なので、例えば八尾市の人と東大阪市の人とかでも宣誓でき、また細かい件数は大阪府が教えてくれないが、東大阪市のかたと例年大体10名前後と聞いている。なので令和元年10月から

大阪府で制度開始されているので数十名が申請されていると予測される。

委員) 数は明らかにされていないのか。(事務局同意)

事務局) 府に聞き取りをしたが、正確な数は公表していないとのことだった。ただ、東大阪市民でパートナーシップ制度を利用されているかたが例年 10 名前後おられると聞いている。

会長) 府の件数は 958 組。この中で毎年 10 名前後が東大阪市。

委員) 今は制度の話だが、やはりまだまだこういった問題が、身近なところで当事者がおられて、そして困っているというようところが、我々地域の方にいると、全く問題にならないし話題にもならない。ましてこの制度、今審議会で話し合われて東大阪市として進めているが、全くそういったことが、地域のレベルでは話にもならないし、またいろんな会議もやっているが話題にもならない。そういう状況なので、啓発ということもあるけれども、本当にこの身近な人たちの中での理解を深めていく。ここが一番これからの制度設計する上でもポイントになっていくのではないかなと思う。そこが進めば、身近なところで理解の進んでいくのは結構だと思うのですが、なかなか、どういうふうにしていったらいいのか難しいことだなと思う。

委員) 性的マイノリティについて普段話題になることがないので、こうやって取り上げてみたらいろいろ話がでるなとしみじみ思うのと、今さっきおっしゃった奥さんの友人の話、シングル女性などいろんな家族制度が取りこぼされた人たち。このパートナーシップ制度で救いあげられている人たちが 9836 組、2 万人ぐらいいらっしゃる。これに対し、困難女性の人たちが一体何万人いるのかと思うと、この問題は一応これで悪くないので進めておいてもらって、女性の問題もうちょっと取り組んでいって欲しいなというふうに思う。あと病院の面会について、私も父が入院するが、2 時から 4 時までで面会時間 15 分であり、主治医に延長許可を出してもらっているが、2 時から 4 時までって働いていたら絶対いけない。そういう人権侵害的なことがコロナ後ずっと起こっており、そういう問題が大きいので、パートナーシップはすごく考えていただいてこの内容でいいかなと思う。気になるのは離婚のとき届出だけでできるのか、また離婚届不受理制度があるのかなどあるが、まずは制度を作っていただいて。家族欄に載せるのも親と子だけで十分だと思う。戸籍には兄弟は記載がない。両方の親が載っていて、養育している子どもたちが載る。ただその人たちの、親の意思とか、こどもの意思とかもあるのかなと気になるが、それは考えていただいていただいたらと思う。

会長) 今ご指摘いただいたところは改定をしていくときに、ぜひ家族関係の多様な形で取りこぼされないように、困難女性も含めて、男性も困難な人がいっぱいいると思うけれど、そこら辺を考えて、ぜひ入れ込んでいけたらと思う。

委員) 私も解消のときどうするのかなと思った。カード返すだけなのか、きっとそのまま捨てる場合もあるのかなと思った。またこの先に、里親とかいろんなことが出てくるのだろうなと思って、子供が救われる形になったらいいのかなって思って聞いていた。

会長) たくさん意見を頂いたので事務局はまた頑張っていたきたい。追加のご意見やご質問があれば7月21日までに、事務局に連絡いただきたい。

事務局) (事務連絡省略)

会長) 以上で本日の審議会を終了する。

(以上)